

淑徳大学長谷川仏教文化研究所規程

(目 的)

第1条 淑徳大学長谷川仏教文化研究所（以下「研究所」という。）は、学校法人大乗淑徳学園並びに淑徳大学の創立者長谷川良信の偉業を顕彰し、その創立の趣旨に則り宗教、教育、社会福祉に関する研究調査、研修および図書等の刊行を行い、もって建学の精神の昂揚と教育振興に資すると共に、人類福祉増進に寄与することを目的とする。

(設 置)

第2条 本学に研究所を置く。

(所在地)

第3条 研究所は、千葉県千葉市中央区大巖寺町 200 番地に置く。

(事 業)

第4条 この研究所は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建学の精神である大乘仏教の研究及び調査
- (2) 学校における宗教教育に関する研究及び調査
- (3) 仏教社会福祉に関する研究及び調査
- (4) 宗教、教育及び社会福祉に関する研究及び調査
- (5) 前各号に規定する研究及び調査の成果の発表並びに研究図書及び報告書類の刊行
- (6) 第1号から第4号までに規定する研究及び調査の受託
- (7) その他第1条の目的を達するために必要な事業

(組 織)

第5条 研究所は、次の所員をもって構成する。

- (1) 研究所員
 - ア 研究所長 1名
 - イ 専任研究員 若干名
 - ウ 兼担研究員 若干名
 - エ 嘱託研究員 若干名
 - オ 客員研究員 若干名
- (2) 事務職員

- ア 主幹 1名（研究員は、これを兼ねることができる。）
 - イ 必要に応じて事務職員若干名を置くことができる。
- 2 研究所には、必要に応じて研究協力員を置くことができる。
 - 3 研究所は、研究所所属の教員を置くことができる。

（顧問）

第6条 学長は、必要に応じて研究所に顧問を置くことができる。

（研究所長の任命・任期、研究員の選任・任命・委嘱・任期）

- 第7条 研究所長（以下所長という。）は学長が選任し、理事長がこれを任命し、研究所の代表として所務を統括する。任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 研究所員は当該研究分野においてふさわしい研究業績、経験を有する者とし、研究所の事業計画（調査、研究）や研究課題に沿って、本学内外の研究者の中から所長が推薦するものとする。
 - 3 専任研究員の選任は、本学の教職員の中から所長の推薦を得て、学長が任命する。
 - 4 兼担研究員の選任は、本学園の教職員の中から所長の推薦により、所属長の了解を得て、学長が任命する。任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 嘱託研究員の選任は、学外の研究者の中から研究所運営委員会の推薦を得て、所長が委嘱する。任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 客員研究員の選任は、学外の研究員の中から研究所運営委員会の推薦をえて、所長が委嘱する。任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 事業計画、研究課題に応じて研究協力員を置くことができる。研究協力員は所長が委嘱する。任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（研究所運営委員会）

第8条 研究所に研究所運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の規程は別に定める。

（共同研究班）

第9条 研究所に研究課題に応じて共同研究班を設置する。

- 2 共同研究班には、班の主任を置く。

（事務職員）

第10条 事務職員は、所長の命をうけ、研究所の事務を処理する。

(雑 則)

第 11 条 この研究所の運営についての細則は別に定める。

(規程の改定)

第 12 条 本規程の変更は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、昭和 50 年 10 月 25 日から施行する。

附 則 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 長谷川仏教文化研究所研究員選任に関する規程は廃止する。

附 則 1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

2 研究所の所属が学校法人大乗淑徳学園から淑徳大学へと変更に当り、諸規程を変更する。

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

淑徳大学長谷川仏教文化研究所運営委員会規程

(設 置)

第1条 長谷川仏教文化研究所規程第8条により、長谷川仏教文化研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、研究所の運営の適正と充実を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 長谷川仏教文化研究所の施設、運営、並びに事業計画に関する事項
- (2) 長谷川仏教文化研究所の予算及び決算案に関する事項
- (3) その他、長谷川仏教文化研究所運営に関して必要と認められた事項

(構 成)

第4条 運営委員会の委員長は、研究所長がこれを務める。

2 委員会は、委員長の他、専任研究員、主幹、および学長の委嘱にかかる研究所運営委員で構成する。

(任 期)

第5条 運営委員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、委員会の中から委員長の指名したものが、議長を務める。

2 委員会は定例又は臨時に、これを招集する。

(事 務)

第7条 委員会に関する事務は、長谷川仏教文化研究所事務職員がこれを担当する。

附 則 この規程は、平成22年10月1日から施行する。